

## 選挙運動用ポスター作成證明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年3月8日執行 金沢市議会議員補欠選挙

候補者

ポスター作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	氏名又は 名 称 住 所 法人の代表 者 の 氏 名	
作 成 枚 数		枚
作 成 金 額		円
金沢市における ポ ス タ 一 掲 示 場 数		592箇所

備考 (裏面を参照のこと)

## (裏面)

### 備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 **ポスター作成業者が金沢市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。**
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、金沢市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

#### (1) 枚 数

金沢市におけるポスター掲示場数に相当する枚数 592枚

#### (2) 単価の限度額

$$\frac{30\text{円}73\text{銭} \times \{ \text{ポスター掲示場の数}(592) - 500 \} + 609,690\text{円}}{(\text{ポスター掲示場の数}) 592} = 1,035\text{円}$$

(1円未満の端数は1円とする。)

単価×確認された作成枚数=限度額

$$@ 1,035\text{円} \times 592\text{枚} = 612,720\text{円}$$